

議提第6号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに霧島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年7月2日提出

霧島市議会議長 仮屋 国治 殿

提出者 霧島市議会運営委員会委員長 山口 仁美

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応や、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場環境の改善が求められるところであります。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準より積極的に踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともにそれを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障する地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員は、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財源需要を十分

に満たすこと。

7. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化など、自治体 DX にともなうシステム改修や事務負担、人権費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
8. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税 の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実をはかること。
9. 人口が少なく財政規模も少ない自治体に配慮した支援をするため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
10. 自治体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 7 月 2 日

鹿児島県霧島市議会議長 仮屋 国治

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

総務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

国土交通大臣 殿

デジタル大臣 殿

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画） 殿